公立大学法人名古屋市立大学知的財産ポリシー

1 基本方針

名古屋市を設立団体とする公立大学法人名古屋市立大学は、限りある環境・資源と社会の発展を調和させた持続可能な共生社会を形成する一助となるべく、高等教育機関にふさわしい知的創造力を以て、諸課題の解決に全力を挙げて取り組んでいく使命をもつ。

その使命を果たすため、本学は、産学官連携を推進し、大学の知的財産の企業等での活用を図り、豊かな社会の発展に寄与するとともに、ひいては科学技術の進展に貢献していく。

具体的には、本学における教育・研究活動から生まれる発明、考案、研究成果有体物*1、ノウハウ及び論文などを「知的財産*2」として認識し、この知的財産の量と質が本学の特性となることに鑑み、その水準の維持向上に絶えず努めるものとする。

本学としては、知的財産の創出・取得・管理を行うとともに、単に知的財産の権利化に留まらず、知的財産が持つ排他権などの権利機能を活用して外部資金の獲得を目指し、こうした本学から産み出された知的財産が社会で活用されるよう積極的に取り組んでいく。

以上のような考え方に基づき、ここに本学の知的財産に関する運用指針を定める。

- *1 研究成果有体物:研究等の過程で創作又は抽出した材料、試薬、試料(微生物、植物等を含む)、実験動物、試作品、化学物質、菌株等の有体物であって、学術的価値又は財産的価値を有するものをいう。ただし、論文、講演その他の著作物に関するものを除く。
- *2 知的財産:発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 知的財産の権利化

(1) 方針

本学では、知的財産のうち一定の要件のもとで権利として保護される ものについては、積極的に権利化を進める。

(2) 基準

ア本学を特徴付ける研究に基づく成果としての発明等

イ企業との共同出願案件など実用化の可能性が高い発明等

ウ 研究成果を社会の活用に供して、その見返りによる外部資金獲得を 図ることが期待できる発明等

(3) 例外

当該発明等を公共の利益に資するために発明等の普及又は実用化を図る場合、ならびに当該発明等に係る経済的利益より、権利の承継又は維持をする費用が上回ると想定される場合などにあっては、権利化を行わない。

3 知的財産の活用

知的財産は、発明者等の協力のもとに技術移転機関など外部専門機関との連携により円滑な技術移転を目指すとともに、第三者への実施許諾などのライセンス手法に加え、企業への譲渡や共同研究費の獲得など柔軟な方法で技術移転を進めることにより、社会への還元を図るものとする。

4 知的財産の管理

研究・産学官連携推進機構会議*³及び発明委員会*⁴において、必要な専門職員の養成・確保に努めつつ、全学的な知的財産の創出・取得・管理・活用を行う。

- *3 研究・産学官連携推進機構会議:公立大学法人名古屋市立大学研究・産学官連携 推進機構に設置した、研究及び産学官連携に係る施策の企画及び推進に関する 事項、制度の啓発、諸規程の制定改廃に関する事項、発明等の取扱いについての 重要事項等を審議するための会議。
- * 4 発明委員会:研究・産学官連携推進機構会議に設置した、職務発明の認定、知的 財産の権利化及び当該発明に係る権利の持分の認定等の審査を行う委員会。